

令和6年（フ）第996号

破産者 株式会社トリプルアート

破産法157条による報告書

令和6年6月18日

東京地方裁判所民事第20部特定管財4係 御中

破産者 株式会社トリプルアート

破産管財人 弁護士 鐘ヶ江 洋 祐

当職は、破産者株式会社トリプルアート（以下「**破産者**」という。）の破産管財人として、破産法157条に基づき、以下のとおり報告する。

目次

第1	破産者について.....	4
1	破産者及び関係会社の概要.....	4
2	破産者の事業の概要.....	5
3	破産手続開始申立ての経緯.....	5
第2	破産手続開始決定後に当職が行った管財業務.....	6
1	債権者等への破産手続に関する情報提供及び破産手続開始通知書の送付.....	6
(1)	破産管財人ウェブサイトの開設.....	6
(2)	破産手続開始に関する債権者への通知.....	6
2	破産者の事業及び状況に関する情報収集.....	7
(1)	極塔客から十分な情報提供を受けられていないこと.....	7
(2)	顧客の注文、破産者の仕入れ、顧客への発送にかかる取引の形態.....	7
(3)	Masadora プラットフォームの管理運営.....	8
(4)	Masadora のアカウント.....	8
(5)	破産者と破産者から受領していない商品を注文した顧客との間の法律関係.....	9
(6)	顧客情報.....	9
(7)	元顧問税理士からの経理書類の引き継ぎ.....	10
3	本倉庫の明渡し及びこれに関連する対応.....	10
(1)	本倉庫の明渡しのために必要な対応.....	10
(2)	トラックの返却及び本倉庫と併せて賃借していた駐車場の明渡し.....	13
(3)	注文済みかつ未受領の商品のキャンセル及び商品の配達先の変更.....	14
4	従業員の解雇とこれに伴う対応.....	14
5	各種契約の解除及び物件の明渡し.....	14
(1)	極塔客との契約の解除.....	15
(2)	アパート2室の賃貸借契約の解除及び明渡し.....	15
(3)	シェアオフィス1室にかかる契約の解除及び明渡し.....	15
(4)	破産者名義のクレジットカードの解約.....	15
(5)	携帯電話サービスの解約.....	16
(6)	本倉庫内で使用していた固定電話回線の解約.....	16
6	係属中の訴訟の中断.....	16
7	その他当職が行った換価業務について.....	17
(1)	消費税の還付金請求.....	17
(2)	日本郵便の料金後納の担保金の返還請求.....	17
(3)	預金口座の調査及び預金の引出し.....	17
(4)	楽天ポイントの換価.....	18

(5) 労働保険料の還付請求	18
(6) 生命保険の保険解約返戻金	18
第3 破産財団の現状	18
第4 今後当職が行う予定の業務及び今後の見通し	18
1 今後当職が行う予定の業務	18
2 配当可能性	19
3 配当が実施される場合の手続	19
4 配当が実施される場合に想定される配当額・手続等	20

第1 破産者について

1 破産者及び関係会社の概要

破産者は、平成26年1月20日に設立された会社で、設立以来、主として中国に居住する顧客に対して、アニメ関係のグッズ、書籍及びCD等を販売する事業を行ってきた。

下記第2の2(1)のとおり、破産者の顧客情報の保有・管理や事業の遂行のために必要な代金決済に関するシステムの管理は、かつて同一の株主の下、同一の経営者により破産者と業務委託契約を締結して一体として経営されていた中国所在の上海極塔客信息科技有限公司(以下「極塔客」という。)によって行われており、破産者が単独で事業を行っているわけではなかった。

破産手続開始申立時における破産者及び極塔客の概要は以下のとおりである。

<破産者の概要>

商号	株式会社トリプルアート
本店所在地	東京都豊島区南池袋2-49-7 池袋パークビル1階
会社設立	2014年1月20日
発行済株式総数	501株
株主	許 弘毅 500株 章 俊 1株
取締役	章 俊 (代表取締役)
事業年度	毎年1月1日～12月31日

<極塔客の概要>

商号	上海極塔客信息科技有限公司
住所	上海市黄浦区淮海中路725号8层
会社設立	2012年3月14日
登録資本金	125万人民币元
会社形態	有限責任会社(自然人による出資又は支配)
代表者	許 弘毅
株主	許 弘毅、徐 逸、于 相華、周 靖

	淇
破産者との資本関係	なし

2 破産者の事業の概要

破産者は、主として中国に居住する顧客に対して、アニメ関係のグッズ、書籍及び CD 等を販売する事業を行っていたが、具体的な販売方法は大要以下のとおりであった。

まず、顧客は、商品を発注するための破産者の専用のウェブサイト（Masadora (Masadora.jp)、魔法集市 (Masadora.net)) やアプリケーション（魔法集市 Lite、魔法集市 Global）（以下、破産者の専用のウェブサイトやアプリケーションを併せて「**Masadora プラットフォーム**」という。）を通じて商品を注文し、破産者に対し、購入代金、送料及び手数料を、中国のキャッシュレス決済アプリケーションである支付宝（アリペイ）を用いて支払っていた。また、顧客は、支付宝（アリペイ）を用いて、Masadora プラットフォームにて登録した個人アカウントにチャージすることもでき、アカウントの残高を代金の支払に充てることもできた。

顧客から注文を受けた破産者は、注文された商品を破産者又はその代表者ないし従業員の名義で日本のショッピングサイト等において購入し、埼玉県戸田市所在の賃借倉庫（以下「**本倉庫**」という。）で受領し、バーコードを付すなどしたうえで、顧客が指定した住所に発送、輸出した。一部の商品については、あらかじめ破産者が仕入れて在庫として保有していた場合もあり、その場合には、破産者が新規に購入することなく、当該商品を顧客が指定した住所に対して発送、輸出した。

3 破産手続開始申立ての経緯

破産者では、令和 5 年 8 月頃、当時代表取締役であった許弘毅氏（以下「**前代表者**」という。）が経営を継続できない事態となり、急遽、従業員であった章俊氏（以下「**現代表者**」という。）が代表取締役に就任した。しかし、その後、事業を主体的に運営していた前代表者が不在になったため、事業に混乱が生じ、売上も低下するなど業況が悪化した結果、複数の取引先に対する支払いが滞るに至った。その後、他社への事業譲渡を試みたものの奏功せず、破産手続の申立てに至った。

第2 破産手続開始決定後に当職が行った管財業務

破産手続開始決定時点では、破産者において資料や情報が整理されておらず、極塔客との関係を含む破産者の事業の構造や顧客の情報等の事業に関する情報を把握できない状況であった。そのため、当職は、引き継ぎを受けた資料や情報を整理し、破産者の事業形態や状況の把握を進めつつ管財業務を遂行した。

1 債権者等への破産手続に関する情報提供及び破産手続開始通知書の送付

(1) 破産管財人ウェブサイトの開設

当職の調査によると、破産者の債権者となり得る者は数万人規模であると思われ、破産手続について多数の問合せが寄せられることが想定された。そのため、当職は、顧客を含めた債権者となり得る者に対して破産手続に関する情報提供を行うことを目的として、破産手続開始決定後まもなくウェブサイト (<https://masadora-trustee.com/>、以下「**管財人ウェブサイト**」という。) を開設した。

管財人ウェブサイトでは、日本語及び中国語の破産手続開始通知書を掲載するとともにQ & Aを掲載し、これらを必要に応じて更新することで、債権者等の破産者の破産手続に関する疑問の解消に努めている。また、問合せ専用のメールアドレスを開設し、日本語及び中国語にて質問を受けることができる体制を整えた。

(2) 破産手続開始に関する債権者への通知

本件では、中国に居住する数万人の顧客が破産者の債権者になり得ると考えられたため、これらの顧客を含む債権者に対する破産手続開始に関する通知方法について検討した。

当職の調査の結果、顧客のメールアドレス約5000件と中国のキャリア会社発行の電話番号を入手することができたことから(下記2(6)参照)、顧客のメールアドレス約5000件に対して電子メールによる通知を行った。しかし、携帯電話番号を利用したSMSでの配信は、中国法上の規制により日本の破産管財人として利用することができないことが判明し、実現しなかった。

その他、Masadoraプラットフォームを実際に管理、運営していた極塔客に対

して、Masadora プラットフォームにおいて破産手続開始のお知らせを掲載するよう依頼したが、極塔客の協力を得られず、実現していない。また、中国の全国企業破産重整案件情報網、人民法院公告網でのオンライン公告、全国紙の公告掲載等の利用を幅広く検討したが、当職の利用は困難であるとの結論に至った。

2 破産者の事業及び状況に関する情報収集

(1) 極塔客から十分な情報提供を受けられていないこと

上記第1の1のとおり、破産者は、極塔客と業務委託契約を締結し、破産者の業務遂行に必要なシステムや顧客情報の管理を全面的に極塔客に委託していたため、破産者の事業や顧客に関する情報を入手するためには、極塔客による情報提供が不可欠であった。そこで、当職は、破産手続開始当初より、極塔客に対して、メール、郵便及びSMS等を用いて、管財業務に協力するよう再三要請してきた。

しかし、極塔客は、当職らの管財業務に協力するには過去の未払金の精算と追加の金銭の支払いが必要であるとの回答をしたり、連絡がとれなかったりする状況が続き、当職からの協力要請に応じなかった。そのため、当職は、現在まで、極塔客から十分な情報提供を受けられておらず、取得できた情報も断片的なものにとどまっている。

(2) 顧客の注文、破産者の仕入れ、顧客への発送にかかる取引の形態

本件では、顧客による破産者に対する商品の注文、破産者による商品の仕入れ、顧客の指定する住所への商品の発送は、以下のいずれかの形態で行われていた。

ア 破産者が事前に仕入れた商品を販売する形態

破産者が事前に日本で仕入れた商品を在庫として保有し、当該在庫を顧客に販売する取引形態であり、取引通貨は人民元であった。

イ 顧客による商品の注文を受けて破産者が仕入れ先に商品を注文する形態

顧客による商品の注文を受けて破産者が仕入れ先から商品を仕入れ、顧客に販売する取引形態であり、取引通貨は日本円であった。仕入れ先からの商品の仕入れは、破産者自らの名義で行う場合もあれば、代表者や従業員の名義を使って行う場合もあった。

(3) Masadora プラットフォームの管理運営

破産者は、Masadora プラットフォームを用いて、顧客に商品の注文及び代金の支払いをさせていた（以下、当該プラットフォームに係るシステムを総称して「Masadora システム」という。）。Masadora プラットフォーム上では、破産者が Masadora システムの開発及び運用等を行っている旨が記載されていたが、実際には、全て極塔客が行っていた。ただし、上記（1）のとおり、極塔客から情報提供を受けられていないため、Masadora プラットフォームの詳細は解明できていない。

このような経緯から、当職においてウェブサイトやアプリケーションを含む Masadora プラットフォームの閉鎖や変更ができず、ウェブサイトである masadora.jp 及び masadora.net 等、並びにアプリケーションである魔法集市 Global 等は、破産手続開始後も長期間、閉鎖されず放置されていた。これらのウェブサイトは、現時点では閲覧できないようになっているようである。アプリケーションは未だにダウンロードできる状態にあるものの、ログインできない状態になっているようである。

(4) Masadora のアカウント

顧客は各 Masadora プラットフォームを利用するためには Masadora のアカウントを作成する必要がある、アカウントを作成するためには、ユーザ名、パスワード、携帯電話番号等を入力する必要があった。

また、Masadora のアカウントにおいては、アカウントに紐づく形で商品の購入等に利用できる残高を保存できる機能があった。破産手続開始時点において数万人の顧客が少額の残高を保有していた可能性があることが判明し、これらの顧客は破産者の債権者になるものと考えられた。

さらに、金銭のチャージとは別に、「Masadora コイン」というポイントのようなものが発行されていた。Masadora コインは、Masadora 内でのくじ引きで利用するためのものであり、商品の購入に利用することはできないものであった。そのため、当該コインは金銭評価できるものではなく、この保有は破産者に対する債権の発生原因とはならないと考えられた。

(5) 破産者と破産者から受領していない商品を注文した顧客との間の法律関係

破産手続開始当時、商品代金の先払いを受けたものの、顧客の指定した住所に発送されていない商品が本倉庫に多数保管されていた。当職の上記(2)の調査結果によれば、破産者は自己の名義と計算で商品を仕入先から購入していたため、当該商品の所有権は顧客にはなく、破産者にあると考えられた。そのため、破産者と商品の注文をしたが破産者から商品を受領していない顧客との法律関係は、破産者に対して指定した送付先において注文した商品の引渡しを受ける債権を有していたところ、これが破産者の事業の停止に伴って履行できない状態となって破産手続が開始された、と整理され、当該顧客は、商品の所有権を有するわけではなく、破産者に対して支払い済みの代金等の返還を受ける金銭債権を有するだけであると考えられた。

(6) 顧客情報

上記(4)及び(5)のとおり、商品代金を支払ったが破産者から受領していない商品を注文した顧客や Masadora に保存された残高を保有する顧客は破産者に対する債権者となると考えられたことから、これらの顧客に関する情報を把握する必要性が高かった。

しかし、顧客に関する氏名、住所、連絡先等の情報や注文や支払の履歴を含む取引の情報は、全て極塔客によって中国国内で保有・管理されており、破産者側からは、極塔客が管理・運営している Masadora システムを通じて部分的に閲覧することができるのみで、データを取得したり一覧表として出力したりすることは不可能であった。また、極塔客から、一部の顧客のメールアドレス約5000件と、一部の顧客のユーザ名や携帯電話の番号は取得できたが、中国の個人情報保護法の問題等を理由に、その他の網羅的な情報の提供を受けることはできなかった。

さらに、当職は、商品代金等の決済に使用していた支付宝(アリペイ)の破産者のアカウントから、顧客の決済情報を含む顧客の取引情報を取得することも試みた。しかし、支付宝(アリペイ)のアカウントにアクセスできたものの、顧客の取引情報に紐づくデータは極塔客が管理しており、当該アカウントから閲覧できる情報をもとに顧客を特定することは困難である。

他方で、破産者は、商品を注文した顧客が指定した商品の送付先住所と受取人

の氏名の情報については、破産者が商品を輸出する際に必要となる情報として、極塔客が管理運営している Masadora システムを通じて、一部取得することができた。しかし、商品の受取人は商品の注文者・代金支払者と必ずしも一致せず、そもそも商品の注文及び支払についての情報が取得できないことから、注文者と受取人の一致を確認することはできない状態である。

以上のとおり、当職は、現時点においても、破産者の債権者として扱うべき数万人の顧客に関する十分な情報を得られていない。

(7) 元顧問税理士からの経理書類の引き継ぎ

破産者は、従前から、元顧問税理士に対し、法人税や消費税の申告等を依頼していた。元顧問税理士が過去の税務申告データや総勘定元帳等のデータを保有しているとのことであったため、破産手続開始決定直後より、当該元顧問税理士に対して、過去の申告データや総勘定元帳等のデータを共有するよう依頼していたが、長らく共有を受けることができなかった。

令和6年5月中旬頃になり、過去3年分の総勘定元帳のデータ（ただし令和5年9月のものが最新であった）や、令和5年から令和6年にかけての取引の領収書等の送付を受けることができたことから、破産時の財産目録等の作成を進めてきた。引き続き、令和5年度の法人税の申告の準備等を行っていくものの、破産者の経理書類は十分管理されていたとは言えない状況であり、その作業は相当難航しているところである。

3 本倉庫の明渡し及びこれに関連する対応

破産者は、商品の保管や顧客への商品の発送を行う場所として本倉庫を物流会社（以下「本貸主」という。）から賃借していた。本倉庫の賃料は月額約330万円（税抜）と引継予納金に比して非常に高額であったため、破産財団の減少を防ぐ観点から、本倉庫を早期に明け渡し、追加の賃料の発生を止める必要性が高かった。

(1) 本倉庫の明渡しのために必要な対応

破産手続開始決定時、本倉庫には、約15万点の在庫商品（日本のコミック及び雑誌等の書籍、フィギュアやキーホルダー等のアニメグッズ、ポスター並びにCD・DVD等約15万点。以下「本在庫商品」という。）が、多くの商品が仕

入れた際の段ボール箱に入ったままの状態に雑然と保管されており、さらに、本在庫商品の保管・梱包・発送等を行うために必要なリース物件や設備・什器が多数設置されていた。本倉庫を明け渡すためには、本在庫商品の売却及び搬出、リース物件の返却、設備・什器の搬出が必要であったため、それぞれ以下のとおり対応を進めた。

ア リース物件の返却

リース物件として、発送する商品を梱包するための自動梱包ライン、及び複合機があったが、いずれも令和6年3月、リース契約を解除し、リース物件を返却した。

イ 設備・什器の売却

当職は、令和6年3月、梱包用品等を取り扱う会社に対し、本倉庫内に保管されていたコミックシュリンカーと荷札ラベルを計8万9100円(税込)で売却し、同社は同月中に本倉庫からの搬出を終えた。

また、当職は、同月、中古品の買取を行う会社に対し、ローラーコンベア、カゴ台車、金属製商品棚、パイプラック、段ボール、あみカゴ、金属製ロッカー、冷蔵庫等の家電、机、椅子、PC及び事務用品等を、計26万5000円(税込)で売却した。これらの設備・什器は令和6年6月にかけて順次搬出された。

ウ 本在庫商品の売却

① 本在庫商品の売却先の探索

当職は、破産者の所有に属する本在庫商品について、買受候補者を募って売却活動を進めてきた。

まず、中国をはじめとする海外の個人消費者に対して本在庫商品を売却・発送することについては、そもそも本在庫商品の数が膨大であるだけでなく、成人向け書籍やアニメグッズ等、商品の種類からして中国に輸出できないと考えられるものも多数含まれていた。それだけでなく、かなりの数の商品は、個人から仕入れたままで多種多様で嚴重に梱包された段ボール箱や封筒に入ったままの状態であり、その梱包を開くだけでも膨大な作業を要する状態であった。さらに、本在庫商品のリストは不完全で必ずしも正確でなく、発注者の個人情報と紐付けられているものでもなかったことから、本倉庫から個別の商品を特定するこ

とは困難であると想定された。

以上のとおり、個人消費者に対して本在庫商品を売却することは不可能と言わざるを得ず、本在庫商品を一括にて売却することで早期に賃料の発生を止めることこそが破産財団にとって利益であると判断せざるを得ない状況であった。

そこで、当職は、中国の市場に精通している業者、アニメ関連商品を多く取り扱う動産買取業者のほか、古本やアニメグッズ等を取り扱う大手業者、破産者と類似の業を営んでいる業者等、相応の規模で事業を行う10社以上の業者に対し、本在庫商品の買取りに関する検討を依頼した。

しかし、上記のとおり、本在庫商品のリストが不完全で必ずしも正確でないこと、本在庫商品の数が膨大であること、本在庫商品の中には成人向け商品も多数含まれていることに加え、同一商品が少数であり種類が極めて多数であること、個人の趣味嗜好が強く反映されたマニアックな商品が多いこと、本在庫商品のうち相当数は仕入先による梱包を解かずにそのまま保管されているなど保管状況が整理されていないこと、搬出に多くの時間と費用を要すること等から、買受候補者の探索は難航した。

② 本在庫商品の保管委託、本倉庫の明渡し

上記①のとおり、本在庫商品の買受候補者の探索に時間を要する状況であった一方、上記第2の3のとおり、本倉庫を早期に明け渡す必要性が高かったことから、当職は、売却先の探索を続けながら本貸主と対応策について協議した。その結果、本在庫商品を梱包のうえ本倉庫からすべて搬出し、本倉庫の賃料よりも低廉な価格で一時的に管理・保管することについて、本貸主の了解を得た。これにより、本在庫商品の買受人による本在庫商品の搬出までの期間の賃料発生を抑え、破産財団の減少を抑えることが可能になった。

かかる合意に基づき、令和6年5月13日には、本貸主による本在庫商品の搬出が完了し、同月16日には設備・什器の売却先による残りの設備・什器の搬出も完了したため、同日、本倉庫の明け渡し完了した。

③ 本在庫商品の売却

上記①のとおり、本在庫商品の買受候補者の探索は難航したが、最終的に、10社に対して、秘密保持誓約書の提出を受けたうえで本在庫商品のリストを開示し、そのうち4社が現物を確認するために本倉庫を訪問した。その結果、以下

のとおり、4社から買取価格の提示を受けた。

候補者	特徴等	買取提示価格(税抜)
A社	国内約130店舗（フランチャイズを含む。）及びネットでアニメ・ホビーグッズ等の買取販売を行い、売上高約4000億円の大手事業者。運営するECサイトの売上規模は業界最大。	1000万円
B社	国内外800以上の店舗及びネットで中古書籍等の買取販売を行い、連結売上高1000億円以上の大手事業者。	400万円から 500万円
C社	九州北部の8店舗及びネットで中古品の買取販売を行っている事業者。破産手続における動産換価も主要業務としている。	170万円
D社	国内外60以上の店舗及びネットでアニメ・ホビーグッズ等の買取販売を行っている事業者。	100万円

以上のとおり、A社による買取提示価格が最も高額であったところ、同社は、本在庫商品に類する商品を取り扱う事業者であり、リユースEC業界最大の売上規模のECサイトを運営するとともに、フランチャイズを含め全国に約130店舗を展開する大手事業者であることに加え、直近の決算期における売上高として約4000億円を計上していたことから、本在庫商品の売却代金の支払能力にも問題はないと考えられた。また、商品の引渡しに伴う膨大な確認・開梱・分別作業に人的リソースを投入することにも問題ないことが確認された。

そこで、令和6年6月13日、A社と本在庫商品の売買契約を締結し、売買代金1000万円（税抜）の支払いを受けるのと引き換えに、本在庫商品を引き渡した。なお、本在庫商品の引渡しは、本貸主が保管しているまま指図による占有移転によって行い、引渡後の本在庫商品の保管や搬出については本貸主及びA社の間で協議されることとなっている。

（2）トラックの返却及び本倉庫と併せて賃借していた駐車場の明渡し

破産手続開始決定時、破産者は、本貸主から本倉庫と併せて1台分の駐車場

を賃借し、リース会社からリースしたトラックを駐車していた。そのため、当職は、リース会社との自動車リース契約を解除して当該トラックを返却するとともに、駐車場の賃貸借契約を解除し、本貸主に対して当該駐車場を明け渡した。

(3) 注文済みかつ未受領の商品のキャンセル及び商品の配達先の変更

注文済みの商品は、破産手続開始決定後も、随時本倉庫に配達されていた。しかし、本倉庫の早期の明渡しや破産財団の増殖の観点からは、可能な範囲で、未受領の商品に関する注文をキャンセルし、支払済みの代金の返金を受けることが望ましいと考えられた。そこで、当職は、破産者の在庫管理リストをもとに、破産者が商品の代金を支払ったものの仕入先から将来商品を受領する予定となっている注文のうち、支払済みの代金の合計額が10万円以上と見られた29社に連絡し、注文のキャンセルと支払った代金の返金を求めた。その結果、9社について、注文及び支払済みであるが未発送の商品が存在することを確認した。当職は、当該9社について、順次注文のキャンセルを行い支払った代金合計162万2689円の返金を受けることができた。

しかし、注文をキャンセルできなかった商品、注文のキャンセルの連絡をしていない商品、当職が把握していない仕入先に対して注文された商品に関しては、今後も順次仕入先から配送される見込みである。これらの商品については受領し次第、適切に処分する予定である。

4 従業員の解雇とこれに伴う対応

破産者は、破産手続開始決定時、10名の従業員を雇用していた。そのため、当職は、令和6年2月28日付けで10名の従業員全員を解雇し、これに伴う、雇用保険被保険者資格喪失届の提出や離職票の発行のための手続等を行った。

また、10名の元従業員について、令和6年2月分の給与・手当が未払いであったことから、10名の元従業員に対して、未払賃金証明書を発行し、未払賃金の立替払請求書の記入及び添付書類の準備に関する案内を行い、未払賃金立替払の手続を進めている。

5 各種契約の解除及び物件の明渡し

当職は、以下のとおり、各種契約の解除及び物件の明渡しを行った。

(1) 極塔客との契約の解除

上記第1の1のとおり、破産者は、極塔客と業務委託契約を締結し、業務遂行に必要な Masadora システムや顧客情報の保有・管理を全面的に極塔客に委託していた。上記第2の2(1)のとおり、管財業務の遂行のためには極塔客の協力が不可欠であると考えられたことから、当職は、破産手続開始当初より、極塔客に対して、メール、郵便及びSMS等を用いて、管財業務に協力するよう、再三要請してきた。しかし、一部の情報提供を除き、極塔客から管財業務への協力は得られず、逆に、過去の未払いとなっている業務委託料の支払を請求された。加えて、破産手続開始後まもなく、極塔客の Masadora システム担当者を含む従業員が相次ぎ退職したため、連絡自体を取ることも難しい状態になった。

以上の状況から、当職は、新たな業務委託料の発生を防ぐことが破産財団の利益になると考え、破産法に基づき、極塔客と締結していた業務委託契約を解除した。

(2) アパート2室の賃貸借契約の解除及び明渡し

破産者は、社宅として利用するため、埼玉県内のアパート2室を賃借していた。そのため、当職は、それぞれの賃貸借契約を解除した。当該アパートに居住していた元従業員の退去や残置物の撤去に一定の時間を要したものの、いずれの部屋も、令和6年3月18日までに明渡しを完了した。

また、当該社宅を対象とする家財保険も解約し、解約返戻金の返還を受けた。

(3) シェアオフィス1室にかかる契約の解除及び明渡し

破産者は、事務作業のために利用し、また、破産者の本店所在地とするため、シェアオフィスを1室賃借していた。そのため、当職は、当該シェアオフィスの賃借にかかる契約を解除し、令和6年3月1日、明渡しを完了した。そして、原状回復費用の負担や令和6年3月以降の利用料に関して合意書を締結のうえ、必要な精算を行った。

また、当該シェアオフィスを対象とするテナント保険も解約し、解約返戻金の返還を受けた。

(4) 破産者名義のクレジットカードの解約

クレジットカード会社と立替払契約を締結していたため、当職は速やかに当

該契約を解除し、破産手続開始決定以後の日を利用日とする請求について、直ちに支払に応じることはできない旨通知した。

(5) 携帯電話サービスの解約

破産者は、従業員間の連絡用に携帯電話会社との間で、携帯電話25台につき携帯電話サービスの利用にかかる契約を締結していたが、破産手続開始決定後に解除した。

(6) 本倉庫内で使用していた固定電話回線の解約

破産者は、固定電話回線の契約を締結し、本倉庫内において固定電話回線を使用していたため、当職は、当該契約を解約した。

6 係属中の訴訟の中断

売掛代金支払請求事件（令和6年（ワ）第4752号）及び売買代金支払請求事件（令和5年（ワ）第29058号）の訴訟が東京地方裁判所に係属中であつたところ、破産手続開始決定後速やかに訴訟手続中断について上申書を提出した。各訴訟の詳細は以下のとおりである。

事件名	当事者	事件の概要
売掛代金支払請求事件(令和6年(ワ)第4752号)	原告：株式会社虎の穴 被告：破産者	原告が破産者に対して売掛金債権3765万5719円及びこれに対する遅延損害金の支払を請求している。 令和6年2月2日に支払督促が申し立てられ、その後訴訟手続に移行。
売買代金支払請求事件(令和5年(ワ)第29058号)	原告：株式会社エイシス 被告：破産者	原告が破産者に対して売買代金債権1億4539万4700円及びこれに対する遅延損害金の支払を請求している。 令和5年10月23日に支払督促が申し立てられ、その後

		訴訟手続に移行。
--	--	----------

7 その他当職が行った換価業務について

(1) 消費税の還付金請求

破産手続開始前より、破産者は、豊島区税務署に対して、令和5年1月から同年9月までの輸出免税を原因とする消費税の還付請求の手続を進めていた。令和6年4月22日、当職は、豊島区税務署から、消費税の還付金の金額が約9100万円で確定した旨の連絡を受けた。

ただし、破産者は、令和5年3月分及び同年7月分以降の源泉所得税を納付していなかったため、当該源泉所得税額及びこれらの延納による不納付加算税額等が、還付金から控除されることとなった。

そして、令和6年6月13日、消費税の還付金から当該源泉所得税額等を控除した8883万0563円が還付された。

なお、令和5年10月以降の輸出免税を原因とする消費税の還付金の有無は現在調査中である。

(2) 日本郵便の料金後納の担保金の返還請求

破産者は、商品の発送等のために日本郵便の料金後納郵便を利用していたところ、その利用料金を担保するため、日本郵便株式会社に対して、合計2400万円の担保金を差し入れていた。そこで、当職は当該担保金の返還を請求し、未払いの料金後納郵便の利用料金合計1240万5980円を控除した残額として1159万4020円の返還を受けることができた。

(3) 預金口座の調査及び預金の引出し

破産手続開始申立書の添付資料及び当職の調査によれば、破産者名義の口座が、三井住友銀行に3つ（預金残高合計約40万円）、GMO あおぞらネット銀行に8つ（預金残高合計約150万円）あることが判明した。今後、いずれも解約のうえ破産財団に組み入れる予定である。なお、巣鴨信用金庫に2つの破産者名義の口座（預金残高合計241円）が存在したが、当該口座預金残高全額が破産者の巣鴨信用金庫に対する債務と対当額で相殺された。

また、当職の調査によれば、専ら破産者の取引に使用されていた前代表者や現代表者個人名義の口座が複数存在するようである。これらの口座の詳細は調査

中である。そのうち、現代表者個人名義の2つの口座の預金については、取引先との精算に使用した後、現代表者の協力のもと、156万3133円を破産財団へ組み入れた。

(4) 楽天ポイントの換価

当職が調査したところ、破産者が商品の仕入れに使用していた現代表者個人名義の楽天市場のアカウントに楽天ポイントが142万9757ポイントあることが判明した。同アカウントが破産者の事業目的のアカウントであることを確認できたので、当職は、当該ポイントを順次換価している。令和6年5月末時点までに合計29万7750ポイントの換金が完了し、合計24万6280円を破産財団へ組み入れた。

(5) 労働保険料の還付請求

当職は、破産者の令和5年分の労働保険料の確定申告を、賃金台帳をもとに計算して行った。確定申告の結果、45万2310円の還付金を受領した。

(6) 生命保険の保険解約返戻金

破産者は生命保険会社との間で2件の保険契約を締結していた。そのため、当職は、当該保険契約を解約し、保険解約返戻金（合計13万5582円）を受領した。

第3 破産財団の現状

破産財団の現状は、添付資料（財産目録及び収支計算書）のとおりである。

第4 今後当職が行う予定の業務及び今後の見通し

1 今後当職が行う予定の業務

上記第2のとおり、当職は、引き続き、債権の回収及び財産の換価を進め、破産財団の増殖を図る予定である。また、財務資料を整理し、法人税及び消費税等の税務申告を行う予定である。ただし、今後大規模な破産財団の増殖に繋がるような資産が発見されているわけではない。

2 配当可能性

現在、当職が管理する財団の預金の残高は1億2108万7985円(第1回債権者集会の直前の時期である令和6年6月17日時点)である。これに対して、同日時点で認識している財団債権の額は、約800万円(うち、約30万円は支払済み。)である。

上記第2で記載したとおり、消費税の還付金により、一定程度、破産財団が増加したことから、破産債権の金額からすれば高い弁済率が見込まれるわけではないものの配当の可能性が高まったと考えられる。今後、裁判所とも配当の可否及び配当が可能となった場合の債権届出等の手続遂行の方法について、協議をしていく予定である。

3 配当が実施される場合の手続

債権者の大半は日本国外(特に中国)に居住する者であるうえ、当職は未発送の商品を注文した顧客の正確な情報を保有していない。そのため、中国のように、オンラインで倒産手続を遂行できるプラットフォームを持たない我が国において、債権届出及び認否並びに配当を行う場合とすれば、本来、疎明資料を添えた郵送によって行われる債権届出をどのように実施するか、債権届出を行った者が破産者の債権者であることを限られた情報からどのように確認するかという問題がある。また、仮に債権が届け出られたとしても、その債権の種類及び存否・額について限られた情報を踏まえてどのように認否を行うかは大きな問題である。さらに、仮に債権が認められたとしても、通常の日本の破産手続実務では郵送にて口座の指定を受けて銀行から振込をするという形式で行われている配当手続を、どのようにして中国に多数存在する少額の債権者を対象として実施するのかといった点にも各種の検討を要する。

また、仮に配当を実施するとなった場合でも、当職が保有している情報には顧客情報及び取引情報が含まれていないという状況であり、にもかかわらず、債権者が中国国内に数万人規模で存在することが想定されることもあって、債権届出をどのように受け付けるか、またその認否をどのように行うかという点の検討に相当の時間を要することが見込まれる。

4 配当が実施される場合に想定される配当額・手続等

本件では、数百円から数万円程度の少額の債権を有する債権者が大半であると考えられるところ、一部には第2の6のとおり大口の債権者も存在する。これらの一般債権者に対して、一律の割合（弁済率）で配当することになるため、配当を実施した場合でも、これらの少額の債権者に対する配当は極めて少額になると想定される。

これに加えて、一般の破産事件では、債権届出、認否、配当の手続を実施するためには、通常では、当職と債権者との間で複数回の郵便での書面の送付・受領が必要となるため、債権額によっては、弁済を受けるために債権者が負担する費用が債権者の受領する配当額を上回る可能性がある。また、日本国外に居住する債権者については日本に代理人を置いて破産手続に参加することも想定されるが、その場合でも、委任状の原本の送付・受領が必要となるため、いずれにしても債権者において郵便で書面を送付する負担は生じると考えられる。債権届出等の案内とともに、上記の状況を債権者に認識させる必要があると考え、管財人ウェブサイトを通じてQ & A等を掲載する予定である。

以 上

2024年(フ)第996号

破产公司 株式会社 Triple-art

破产法第157条报告

2024年6月18日

致：东京地方法院民事第20部特定财产管理4股

破产公司 株式会社 Triple-art

破产管理人 律师 钟江 洋 祐

本人作为破产公司株式会社 Triple-art（以下简称“**破产公司**”）的破产管理人，根据《破产法》第157条报告如下。

目录

第 1 关于破产公司.....	4
1 破产公司及相关公司的概要.....	4
2 破产公司业务概况.....	5
3 申请启动破产程序的背景.....	5
第 2 破产程序开始后本管理人进行的破产管理事务.....	5
1 向债权人等提供破产程序相关的信息并发送开始破产程序通知书.....	6
(1) 开设破产管理人网站.....	6
(2) 向债权人发出开始破产程序的通知.....	6
2 收集破产公司经营和状况相关的信息.....	6
(1) 极塔客未能提供足够的信息.....	6
(2) 顾客订购、破产公司采购以及向顾客发货的交易模式.....	7
(3) 魔法集市平台的管理和运营.....	7
(4) 魔法集市账号.....	7
(5) 破产公司与已下单但未收到商品的顾客之间的法律关系.....	8
(6) 顾客信息.....	8
(7) 从前顾问税务师接管会计文件.....	9
3 本仓库的腾退和相关工作.....	9
(1) 腾退本仓库所需的工作.....	9
(2) 归还卡车和返还与本仓库一起租赁的停车位.....	12
(3) 取消已订购但尚未收货的商品和变更商品的收货地址.....	12
4 解雇雇员和相关工作.....	12
5 解除各项合同和退还物品.....	13
(1) 解除与极塔客之间的合同.....	13
(2) 解除 2 间公寓的租赁合同和腾退.....	13
(3) 解除 1 间共享办公室的合同和腾退.....	13
(4) 注销破产公司名下的信用卡.....	13
(5) 取消移动电话服务.....	14
(6) 取消本仓库使用的固定电话.....	14
6 中止进行中的诉讼.....	14
7 本管理人开展的其他变现工作.....	15
(1) 申请消费税退税.....	15
(2) 请求退还日本邮政的邮费后付的担保金.....	15
(3) 调查存款账户和提取存款.....	15
(4) 乐天积分兑换.....	15

(5) 请求退还劳动保险费	16
(6) 人寿保险的保险解约返还金	16
第 3 破产财产的现状	16
第 4 破产管理人今后计划开展的工作和今后的预测	16
1 破产管理人今后计划开展的工作	16
2 分配的可能性	16
3 实施分配时的手续	17
4 实施分配时预估的分配金额和手续等	17

第 1 关于破产公司

1 破产公司及相关公司的概要

破产公司系 2014 年 1 月 20 日成立的公司，成立至今，主要从事向居住在中国的顾客销售动漫相关商品、书籍和 CD 等业务。

如下文第 2 的 2(1)所述，破产公司的顾客信息由中国的上海极塔客信息科技有限公司（以下简称“极塔客”）持有和管理，且破产公司开展业务所需的支付结算相关系统也由该公司管理，破产公司与极塔客曾签订业务委托合同，并由相同的股东、相同的经营者一体化经营，破产公司并非单独开展其业务。

提交破产申请时的破产公司和极塔客的概要如下：

<破产公司概要>

公司名称	株式会社 Triple-art
总部所在地	东京都丰岛区南池袋 2 丁目 49 番 7 号 池袋 Park 大厦 1 楼
成立日期	2014 年 1 月 20 日
已发行股票总数	501 股
股东	许 弘毅 500 股 章 俊 1 股
董事	章 俊（法定代表人）
财年	每年 1 月 1 日至 12 月 31 日

<极塔客概要>

公司名称	上海极塔客信息科技有限公司
注册地址	上海市黄浦区淮海中路 725 号 8 层
成立日期	2012 年 3 月 14 日
注册资本金	人民币 125 万元
企业类型	有限责任公司（自然人投资或控股）
法定代表人	许 弘毅
股东	许 弘毅、徐 逸、于 相华、周 靖淇
与破产公司的资本关系	无

2 破产公司业务概况

破产公司主要从事向居住在中国的顾客销售动漫相关商品、书籍和 CD 等业务，其具体销售方式大致如下：

首先，顾客通过用于订购商品的破产公司的专用网站（マサドラ (Masadora.jp) 和魔法集市 (Masadora.net)）及 APP（魔法集市 Lite、魔法集市 Global）（以下将破产公司的专用网站和 APP 统称为“**魔法集市平台**”）订购商品，并使用中国的无现金化支付 APP 支付宝 (Alipay) 向破产公司支付货款、运费和手续费。此外，顾客还可以使用支付宝 (Alipay) 向其在魔法集市平台上注册的个人账户充值，并使用账户余额支付货款。

破产公司收到顾客的订单后，以破产公司或者其代表或员工个人的名义在日本购物网站等购入，后在位于埼玉县户田市的租用仓库（以下简称“**本仓库**”）接收顾客订购的商品，并在附上条形码等后，发货并出口到顾客指定的地址。另外，部分商品是由破产公司事先采购并作为库存保管，在该种情况下，破产公司无需采购新的商品，即可将商品发货并出口到顾客指定的地址。

3 申请启动破产程序的背景

2023 年 8 月左右，破产公司当时的法定代表人许弘毅先生（以下简称“**前任代表**”）发生了无法继续经营公司的情况，原本的公司员工章俊先生（以下简称“**现任代表**”）临时紧急就任了破产公司的法定代表人。然而，由于实际经营和负责业务的前任代表缺席，破产公司出现经营混乱、销售额下滑等经营状况恶化的情况，导致拖欠数家交易对方的款项。虽然之后也试图向其他公司转让业务但没有成功，最终申请了破产程序。

第 2 破产程序开始后本管理人进行的破产管理事务

在破产程序开始裁定被作出时，破产公司尚未整理好资料和信息，本管理人无法掌握包括与极塔客之间的关系在内的破产公司的经营模式及顾客的信息等公司业务相关的信息。因此，本管理人一边整理被交接的资料和信息、逐步了解破产公司的业务形态及状况，一边开展了破产管理工作。

1 向债权人等提供破产程序相关的信息并发送开始破产程序通知书

(1) 开设破产管理人网站

根据本管理人的调查，预计破产公司的潜在债权人人数将达数万人，在破产程序中会收到大量咨询。为此，本管理人在破产程序开始裁定作出后不久便开设了一个网站 (<https://masadora-trustee.com/>，以下简称“**破产管理人网站**”)，目的是向包括顾客在内的潜在债权人提供有关破产程序的信息。

通过在破产管理人网站上公布日文和中文的开始破产程序通知书的同时公布 Q & A 并在必要时进行更新的方式，尽可能消除债权人等关于破产程序的疑惑。此外，还开设了咨询专用的电子邮件地址，接收日文以及中文的问题。

(2) 向债权人发出开始破产程序的通知

本案中，由于居住在中国的数万名顾客是破产公司的潜在债权人，因此本管理人探讨了如何向包括这些顾客在内的债权人通知破产程序开始的方法。

通过本管理人的调查，本管理人获得了约 5,000 个客户的电子邮件地址和中国运营商发行的电话号码 (参阅下文 2(6))，因此对约 5,000 个客户的电子邮件地址通过电子邮件发出了通知。但是，由于中国管制的限制，日本的破产管理人无法利用手机短信群发的服务，因此未能实现短信通知。

除此之外，本管理人还要求实际管理和运营魔法集市平台的极塔客在魔法集市平台上发布破产公告，但未能得到极塔客的配合因此未能实现。此外，本管理人还探讨了利用中国的全国企业破产重整案件信息网和人民法院公告网进行网上公示、在全国性报纸上发布公告等各种方式，但得出的结论是本管理人难以使用该等方式。

2 收集破产公司经营和状况相关的信息

(1) 极塔客未能提供足够的信息

如上文第 1 的 1 所述，破产公司与极塔客签订了业务委托合同，将破产公司经营所需的系统和顾客信息的管理全面委托给了极塔客，因此，为了获取破产公司经营及其顾客相关的信息，由极塔客提供信息是必不可少的。鉴于该情况，自破产程序开始以来，本管理人多次通过电子邮件、信件和短信等方式要求极塔客配合破产管理工作。

但是，极塔客要么回复，若要配合本管理人等的破产管理工作需要支付以往尚未支付的费用并另行支付额外的费用，要么无法与他们取得联系，该种情况一直持

续至今，极塔客并未回应和同意本管理人要求配合的请求。因此，到目前为止，本管理人尚未从极塔客那里获得足够的信息，已经获得的信息也是碎片化的。

(2) 顾客订购、破产公司采购以及向顾客发货的交易模式

本案中，顾客向破产公司订购商品、破产公司采购商品、向顾客指定的地址发送商品，均采取了以下其中一种模式进行。

(a) 破产公司销售事先采购的商品的模式

交易模式是破产公司在日本事先采购商品并作为库存持有，后将这些库存出售给顾客，交易货币为人民币。

(b) 破产公司在顾客下单后向供货方下单商品的模式

交易模式是破产公司在收到顾客订购商品的订单后，从供货方处购买商品，并将商品出售给顾客，交易货币为日元。从供货方处购买商品有时以破产公司自身的名义进行，有时也以破产公司的代表或员工的名义进行。

(3) 魔法集市平台的管理和运营

破产公司通过魔法集市平台接收顾客的订单和商品货款（以下将与该平台有关的系统统称为“魔法集市系统”）。魔法集市平台虽有关于破产公司开发和运营魔法集市系统等相关内容的描述，但实际上均由极塔客完成。但是，如上文(1)所述，由于没有从极塔客获得足够的信息，因此也未能完全了解魔法集市平台的详细情况。

鉴于上述背景，本管理人无法关闭或更改包括网站和 APP 在内的魔法集市平台，masadora.jp 和 masadora.net 等网站以及魔法集市 Global 等 APP 在破产程序开始后也长时间处于未关停的状态。目前这些网站似乎已经无法浏览。APP 仍可供下载，但似乎处于无法登录的状态。

(4) 魔法集市账号

顾客必须创建魔法集市账号才能使用各魔法集市平台，创建账号时必须输入用户名、密码和手机号码等信息。

此外，魔法集市账号有储存与账号绑定的余额的功能，该余额可用于购买商品等。据了解，在破产程序开始时，可能有数以万计的顾客账户中留有小额的余额，

这些顾客应被视为破产公司的债权人。

此外，除充值现金外，破产公司曾发行一种类似积分的“魔法集市点数”。魔法集市点数用于在魔法集市内开赏，不能用于购买商品。因此，这些点数无法作为货币估值，点数的持有不应被视为对破产公司持有债权。

(5) 破产公司与已下单但未收到商品的顾客之间的法律关系

在破产程序开始时，本仓库中存放着大量已预收了货款但未向顾客指定地址发货的商品。根据本管理人在上文(2)中的调查结果，由于破产公司是以自己的名义以及自身承担损益的方式从供货方处购入商品，所以该等商品的所有权不属于顾客，而属于破产公司。因此，破产公司与已下单商品但未从破产公司收到商品的顾客之间的法律关系为：顾客本应对破产公司享有在指定的收货地点收到订购的商品的债权，但该债权由于破产公司停业导致无法履行并进入破产程序，因此该顾客对破产公司享有的并非商品的所有权，而仅对破产公司享有要求破产公司返还已付货款等的金钱债权。

(6) 顾客信息

如上文(4)和(5)所述，本管理人认为已支付了商品货款但未从破产公司收到其订购的商品的顾客，以及仍持有魔法集市账户余额的顾客应被视为破产公司的债权人，因此很有必要掌握该等顾客的信息。

然而，顾客的姓名、地址、联系方式等信息以及包括订单、付款记录在内的交易信息均由极塔客在中国境内保管，破产公司仅能通过极塔客管理和运营的魔法集市系统进行局部地浏览，而无法获取数据或输出列表。此外，虽然从极塔客处获得部分顾客的约 5000 个电子邮件地址以及部分顾客的用户名和手机号码，但由于中国个人信息保护法等原因，无法获取其他更加详细的、全面的信息。

此外，本管理人还试图从用于货款等支付的支付宝(Alipay)的破产公司的账户中获取包括顾客付款信息在内的交易信息。但是，虽然可以登入支付宝(Alipay)账户，但与顾客的交易信息所绑定的后台数据由极塔客管理，很难单从上述账户中可以浏览的信息识别顾客。

另一方面，作为破产公司出口商品时所必须的信息，破产公司可以通过极塔客管理和运营的魔法集市系统获取部分下单的顾客指定的商品收货地址以及收货人姓名的信息。然而，商品的收货人并不一定与下单人、付款人一致，并且由于本身未能取得商品的订单和支付相关的信息，因此也无法确认下单人和收货人是否一

致。

综上所述，截至目前为止，本管理人仍未获得应被视为破产公司债权人的数以万计的顾客的足够的信息。

(7) 从前顾问税务师接管会计文件

破产公司以往一直委托前顾问税务师进行法人税和消费税的申报等工作。据介绍，前顾问税务师保管以往的纳税申报数据及总账等数据，因此本管理人在破产程序开始后立即要求上述前顾问税务师共享以往的纳税申报数据及总账等数据，但前顾问税务师在很长一段时间都未共享该等数据。

终于在 2024 年 5 月中旬收到了过去三年（但最近的是 2023 年 9 月）的总账数据、2023 年至 2024 年期间的交易收据等，在此基础上开始编制破产时的资产清单。尽管本管理人仍继续进行 2023 年法人税申报的准备工作，但由于破产公司的会计凭证没有得到妥善保存，该准备工作也相当困难。

3 本仓库的腾退和相关工作

破产公司从一家物流公司（以下简称“**本出租人**”）处租赁了本仓库，作为保管商品和向顾客发货的场所。本仓库的租金约为每月 330 万日元（不含税），与破产案件中的承继预付款相比金额非常高，为了防止破产财产减少，非常有必要尽早腾退本仓库，停止继续产生租金。

(1) 腾退本仓库所需的工作

在破产程序开始时，本仓库中约有 15 万件商品（包括日本的漫画、杂志等书籍、手办、钥匙链等动漫周边、海报以及 CD、DVD 等，以下简称“**本库存商品**”）。其中很多是未拆封的状态，购入时的快递箱还原样散乱堆放。此外，还有大量放置了用于保管、打包、发送本库存商品等所需的租赁物品、设备和器具。为了腾退本仓库，需要变卖和搬走本库存商品，归还租赁物品，搬走设备和器具，因此分别采取了以下措施。

(a) 归还租赁物品

租赁物品包括用于打包待运商品的自动打包机和打印一体机，均已于 2024 年 3 月解除租赁合同，并已返还租赁物品。

(b) 变卖设备和器具

本管理人于 2024 年 3 月将本仓库内存放的漫画包装机和装箱单标签以 89,100 日元（含税）的价格出售给了一家经营包装用品的公司，该公司当月就从本仓库搬出了该等物品。

同月，本管理人以 265,000 日元（含税）的总价将辊式运输机、手推车、金属货架、管架、纸箱、框子、金属储物柜、冰箱等家电、桌子、椅子、电脑和办公用品等打包出售给了一家从事旧货收购的公司。该等设备和器具截至 2024 年 6 月已依次拆除并搬出本仓库。

(c) 变卖本库存商品

① 寻找本库存商品的买家

本管理人通过招募对破产公司所拥有的本库存商品有兴趣的潜在买家执行变卖工作。

首先，关于是否可以向中国或其他国家的个人消费者出售和发送本库存商品，由于本库存商品不仅数量庞大，而且还包括大量成人书籍和动漫周边等因商品种类而无法向中国出口的商品。不仅如此，相当多的商品由于是从个人手中购买的中古（二手）商品，而被以各种方式严密地装在不同的纸箱和信封中，仅打开这些包装就需要巨大的工作量。此外，由于本库存商品的清单并不完整，且不一定准确，也没有显示下单者的个人信息，因此本管理人难以从本仓库中找出某个特定的商品。

鉴于上述原因，将本库存商品出售给个人消费者的方式基本无法实现，从实际情况来看，将本库存商品通过一次性打包出售的方式处分，并且尽快停止继续产生租金负担才更加有利于破产财产。

因此，本管理人对十多家有一定规模的公司发出了探讨购买本库存商品的请求，其中包括熟悉中国市场的公司、经营大量动漫相关商品的收购商，以及经营二手书和动漫商品的大型公司和经营与破产公司类似业务的公司。

然而，如上所述，由于本库存商品的清单不完整，也不一定准确，本库存商品数量庞大，本库存商品包括大量成人商品，再加上相同商品数量少，且商品类型极多，其中许多是强烈体现个人兴趣喜好的饭圈商品，本库存商品中有很多仍处在购入时未开封的状态等未得到整理的状态，以及将本库存商品搬出本仓库需要大量的时间和费用等多种原因，推进寻找潜在买家的工作异常艰难。

② 委托保管本库存商品和本仓库的腾退

如上文①所述，虽然寻找本库存商品的潜在买家耗费了大量时间，但如上文第 2 的 3 段所述，需要尽快腾退本仓库，因此本管理人在继续寻找买家的同时与本出租人商讨了对策。协商的结果是本出租人同意，将本库存商品打包后先全部搬出本仓库，并以远低于本仓库租金的价格委托其进行临时保管。这样就可以在本库存商品的买家将本库存商品全部运走之前的这段时间内抑制租金的产生，并阻止破产财产的进一步减少。

根据上述协商的结果，2024 年 5 月 13 日本出租人完成了本库存商品的搬出，2024 年 5 月 16 日剩余设备和器具的搬出也由设备和器具的买方全部完成，因此，本仓库在当天完成了腾退。

③ 变卖本库存商品

如上文①所述，寻找本库存商品潜在买家的工作十分艰难，但最终向十家提交了保密协议的公司披露了本库存商品的清单，其中四家公司到本仓库进行了实物确认。此后有四家公司开出了如下购买价格。

候选人	特征等	收购价格报价（不含税）
A 公司	通过日本国内的约 130 家店铺（包括加盟店）和网络经营动漫和爱好周边等商品的买卖，销售额约 4,000 亿日元的大型公司。其运营的电商网站的销售规模在业内首屈一指。	1,000 万日元
B 公司	通过日本国内外 800 多家店铺和网络经营旧书等商品的买卖，其合并销售额超过 1,000 亿日元的大型公司。	400 万~500 万日元
C 公司	通过九州北部的 8 家店铺和网络经营二手商品买卖的公司。其主要业务还包括破产程序中的动产变现。	170 万日元
D 公司	通过日本国内外 60 多家店铺和网络经营动漫和爱好周边等商品买卖的公司。	100 万日元

如上所述，A 公司提出的收购价格报价最高，且该公司经营与本库存商品类似

的商品，其在运营二手电商行业中销量最高的电商网站的同时，也在日本全国拥有约 130 家店铺（包括加盟店）。此外，该公司最近一个财年的销售额约为 4,000 亿日元，因此该公司支付本库存商品对价的能力应当不成问题。另外也已确认，该公司也有能力在交付商品时产生的大量确认、开箱和分拣的工作中投入人力资源。

因此，本管理人于 2024 年 6 月 13 日与 A 公司签订了本库存商品的买卖合同，并在交付本库存商品的同时收到了 1,000 万日元（不含税）的对价。此外，本库存商品在由本出租人保管的情况下，通过指示交付的方式完成交付，交付后本库存商品的保管和搬运由本出租人和 A 公司进行协商。

(2) 归还卡车和返还与本仓库一起租赁的停车位

破产程序开始时，破产公司租用本仓库的同时也租用了一个停车位，停放从租赁公司租用的一辆卡车。因此，本管理人解除了与租赁公司的车辆租赁合同并返还卡车，同时也解除了车位租赁合同并向本出租人返还该车位。

(3) 取消已订购但尚未收货的商品和变更商品的收货地址

破产程序开始后，本仓库仍不时收到已订购的商品。然而，从尽快腾空本仓库和增加破产财产的角度出发，本管理人认为最好尽可能取消尚未收货商品的订单，并退还已付货款。因此，本管理人根据破产公司的库存管理清单，联系了破产公司已支付货款且今后预计收到商品的订单当中，已支付的货款总额超过 10 万日元的 29 家公司，要求取消订单并退还已付货款。最终确认到有 9 家公司存在订购且已支付货款但尚未发货的商品。本管理人依次取消了该 9 家公司的订单，并收到了共计 1,622,689 日元的退款。

但是，对于无法取消订单的商品、没有通知取消订单的商品以及向本管理人未掌握到的供货方订购的商品，今后预计仍会陆续被供货方发货。本管理人在收到这些商品后，会立即妥善处分。

4 解雇雇员和相关工作

破产程序开始时，破产公司有 10 名员工在籍。本管理人于 2024 年 2 月 28 日将该 10 名员工全部解雇，并就此提交了雇用保险被保险人资格丧失书，履行了签发离职票所需手续等。

由于未向 10 名前员工支付 2024 年 2 月的工资和津贴，本管理人对这 10 名前员工出具了未支付工资证明书，并向他们提供了如何填写垫付未支付工资申请书

和准备相关文件的信息，并办理未支付工资垫付手续。

5 解除各项合同和退还物品

本管理人解除各项合同并返还物品如下。

(1) 解除与极塔客之间的合同

如上文第 1 的 1 所述，破产公司与极塔客曾签订业务委托合同，将经营业务所需的魔法集市系统和顾客信息的持有和管理全面委托给了极塔客。如上文第 2 的 2(1)所述，本管理人认为在执行破产管理工作中极塔客提供协助是必不可少的，因此，本管理人自破产程序开始以来，多次通过电子邮件、信件和短信等方式要求极塔客配合破产管理工作。但是，除提供了部分信息外，未能得到极塔客对破产管理工作的配合，反而极塔客要求支付以往尚未支付的业务委托费。此外，在破产程序开始后不久，极塔客的魔法集市系统负责人等员工相继离职，因此很快便难以与其取得联系。

鉴于上述情况，本管理人认为避免新的业务委托费产生更有利于破产财产，因此根据破产法，解除了与极塔客签订的业务委托合同。

(2) 解除 2 间公寓的租赁合同和腾退

破产公司在埼玉县租赁了 2 间公寓作为员工宿舍。本管理人解除了相关租赁合同。虽然居住在这 2 间公寓中的前员工需要一定时间搬出并搬走他们的个人物品，但这 2 间公寓已于 2024 年 3 月 18 日完成了腾退。

该员工宿舍的财物保险也已解约，并退还了解约金。

(3) 解除 1 间共享办公室的合同和腾退

破产公司租用了 1 间共享办公室，用于办公和作为破产公司总部所在地。本管理人解除了共享办公室租赁相关的协议，并于 2024 年 3 月 1 日完成了办公室的腾退。并就复原费用的承担和 2024 年 3 月之后的使用费签订了协议，进行了必要的结算。

该共享办公室的租户保险也已解约，并退还了解约金。

(4) 注销破产公司名下的信用卡

由于破产公司与一家信用卡公司签订了垫付协议，本管理人立即解除了该协

议，并通知信用卡公司，对于使用日在破产程序开始日之后的付款请求不得立刻支付。

(5) 取消移动电话服务

为了员工之间的联络所需，破产公司曾与一家移动电话公司就 25 部移动电话签订了移动电话服务使用相关的协议，本管理人在破产程序开始后进行了解约。

(6) 取消本仓库使用的固定电话

破产公司签订了固定电话合同，并在本仓库中开通并使用了固定电话，本管理人解除了该合同。

6 中止进行中的诉讼

本管理人就正在东京地方法院审理中的请求支付应收账款的诉讼（2024 年（ワ）第 4752 号）和请求支付货款的诉讼（2023 年（ワ）第 29058 号），在破产程序开始后立即提交了中止诉讼程序的申请书。各诉讼的详情如下：

案件名称	关联方	案件概要
请求支付应收账款的诉讼（2024 年（ワ）第 4752 号）	原告：株式会社虎之穴 被告：破产公司	原告请求破产公司支付 37,655,719 日元应收账款和对此的迟延损害金。 2024 年 2 月 2 日申请了督促付款程序，之后该案件被转入法院诉讼程序。
请求支付货款的诉讼（2023 年（ワ）第 29058 号）	原告：株式会社 EISYS 被告：破产公司	原告请求破产公司支付 145,394,700 日元的货款以及对此的迟延损害金。 2023 年 10 月 23 日申请了督促付款程序，之后该案件被转入法院诉讼程序。

7 本管理人开展的其他变现工作

(1) 申请消费税退税

破产程序开始前，破产公司向丰岛区税务署提出申请，要求退还 2023 年 1 月至同年 9 月期间因出口免税而产生消费税退税。2024 年 4 月 22 日，本管理人收到了丰岛区税务署的通知，告知消费税的退税金额确定为约 9,100 万日元。

然而，由于破产公司未缴纳 2023 年 3 月和 2023 年 7 月以后的源泉所得税，因此从消费税退税款中扣除这些源泉所得税和因逾期缴纳而产生的未缴付加重税额等。

2024 年 6 月 13 日，消费税退税款扣除源泉所得税等后的共计 88,830,563 日元被退还。

目前正在调查是否存在因 2023 年 10 月之后的出口免税而导致的消费税退税。

(2) 请求退还日本邮政的邮费后付的担保金

破产公司曾使用日本邮政的邮费后付邮件服务发送商品等，为担保该等费用，向日本邮政公司提供了共计 2400 万日元的保证金。本管理人请求退还保证金，扣除共计 12,405,980 日元未支付的邮费后付邮件使用费后，最终被退还了 11,594,020 日元。

(3) 调查存款账户和提取存款

根据开始破产程序申请书所附资料和本管理人的调查，破产公司名下在三井住友银行有 3 个账户（存款余额共计约 40 万日元），在 GMO 青空银行有 8 个账户（存款余额共计约 150 万日元）。这些账户今后都将被注销并纳入破产财产。此外，在巢鸭信用金库有 2 个破产公司名义的账户（存款余额共计 241 日元），该等账户中的全部存款余额均被与破产公司对巢鸭信用金库的债务所抵销。

此外，根据本管理人的调查，前任代表和现任代表个人名下似乎有几个账户专门用于破产公司的交易。这些账户的详细情况正在调查之中。其中，现任代表个人名下的 2 个账户中的存款用于与交易对方结算后，在现任代表的配合下，将 1,563,133 日元纳入了破产财产。

(4) 乐天积分兑换

经调查发现，破产公司用来购买商品的现任代表个人名义的乐天市场账户中有 1,429,757 点乐天积分。已确认该账户用于破产公司的经营目的，因此本管理

人逐步将这些积分进行兑换。截至 2024 年 5 月底，共兑换了 297,750 点，共计 246,280 日元被纳入破产财产。

(5) 请求退还劳动保险费

本管理人根据工资账簿，对破产公司 2023 年劳动保险费进行了计算和确定申报。确定申报后收到了 452,310 日元的退款。

(6) 人寿保险的保险解约返还金

破产公司与人寿保险公司签订了 2 份保险合同。本管理人解除了该等保险合同，并收到了保险解约返还金（共计 135,582 日元）。

第 3 破产财产的现状

破产财产的现状见附件（资产清单和收支计算书）。

第 4 破产管理人今后计划开展的工作和今后的预测

1 破产管理人今后计划开展的工作

如上文第 2 所述，本管理人计划继续进行债权回收和资产变现，试图进一步增加破产财产。此外，还计划整理财务资料，申报企业所得税和消费税等。但是，目前尚未发现可能导致破产财产显著增加的资产。

2 分配的可能性

本管理人目前管理的财产的存款余额为 1 亿 2108 万 7985 日元（截至 2024 年 6 月 17 日，即第一次债权人会议召开前一天）。与此同时，截至该日已知的共益债务的金额约为 800 万日元（其中约 30 万日元已支付）。

如上文第 2 所述，由于消费税退税的原因，破产财产有了一定程度的增加，尽管考虑到破产债权的金额，偿还率预计较低，但是实施分配的可能性还是有所增加。今后，计划与法院一同商议是否可以分配，以及可以分配时的债权申报等手续的实施方法。

3 实施分配时的手续

不仅债权人中的大多数居住在日本境外（主要是中国），并且本管理人也没有已订购但尚未发货的顾客的准确信息。因此，与拥有可以线上推进破产程序的平台的中国不同，若在日本进行债权申报及债权确认、以及实施破产财产分配的情况下，如何实施本应通过邮寄（附上证明材料）方式进行的债权申报，以及如何从有限的信息中确认提交债权申报的人是破产公司的债权人，则存在很大的困难。此外，即使申报了债权，就其债权的种类、存在与否、金额，如何基于有限的信息来进行债权审查和确认也是一个巨大的难题。更进一步，即使债权得到了确认，日本破产程序通常的实务操作是通过邮寄的方式由债权人指定银行账户再由银行汇款的方式实施分配手续，该手续如何面向居住在中国的众多小额债权人实施等也需要进行各种探讨。

此外，即使实施破产财产的分配，本管理人所掌握的信息并不包括顾客信息和交易信息，不仅如此，由于预估中国境内有数以万计的债权人，探讨如何接收债权申报、以及如何进行债权确认需要较长的时间。

4 实施分配时预估的分配金额和手续等

本案中，债权金额从几百日元到几万日元不等的小额债权人占大多数，但如上文第 2 的 6 所述，也有一些大额债权人。对于这些普通债权的债权人将按统一的比率（偿还率）进行分配，因此即使实施分配，这些小额债权的债权人能获得的分配金额也将极小。

除此以外，在一般破产案件中，债权申报、确认和分配手续通常需要本管理人和债权人之间多次以邮寄的方式进行文件的收发，根据债权金额，有可能债权人为获得偿还而产生的费用超过债权人可以收到的分配金额。此外，居住在日本境外的债权人可能通过在日本的代理人参与破产程序，但即使在该种情况下，也需要收发委托书的原件，因此无论哪种方式，债权人都需承担邮寄文件的成本。在通知债权申报等的同时，有必要让债权人了解上述情况，因此本管理人计划通过破产管理人网站发布 Q & A 等。

